原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
会報 NO.28 ／ 発行：2019 年 7 月

〒612-0066
京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1
コーポ桃山105号 市民測定所気付
TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798
E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp
http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/

第3回期日は無事抽選に！
淀屋橋で初めての街頭宣伝

6月13日（木）は、原発賠償京都訴訟の控訴審第3回期日でした。これまでは午前中の開廷でしたが、今回は14時半開廷ということで、初めて街頭宣伝行動に取り組みました。

12時半に京阪淀屋橋駅を地上に出た地点で、マイクでアピールしながら、新しく作った京都訴訟早わかりカラーチラシを配布しました。原告9名と支援者10数名（大阪や神戸からも駆け付けてくださいました）が参加しました。

日差しの強い日でしたが、たくさんの方が駆け付けてくださり、今回は無事抽選になりました。

法廷では、①森田弁護士による国の控訴理由書（結果回避可能性）への反論、②鈴木弁護士による京都地裁判決（LNTモデルは科学的に実証されたものとはいえない）への反論、③高木弁護士による日本政府の帰還政策に対する国際社会からの懸念、という3つの準備書面のプレゼンが行なわれました（2面参照）。

報告集会では、弁護団から準備書面を出した背景と今後の見通しが語られ、出席した原告全員が一人ずつ思いを述べました（詳細は3～4面に掲載）。

6月30日には、京都弁護士会館で、支援する会第5回総会＆第4回学習講演会を開催しました。会員の皆様のお蔭で、支援する会の会計は健全に運営できています（7面参照）。

学習講演会の講師には、科学ジャーナリストの添田孝史さんをお招きし、この間の東電刑事裁判を通じて明らかになったことをお話しいただきました（詳細は5～6面に掲載）。東電刑事裁判の判決は9月19日です。ご注目ください。

今号から「原告と共に」の中に「原告だより」欄を設けることになり、井原貞子さんが『毒砂』の感想を寄せてくださいました（8面に掲載）。ぜひ、ご覧ください。

期日開始前に街頭宣伝行動

～京都訴訟早わかりカラーチラシより～

空に壁はないから放射能って飛んでくるし、
流れています
事実を知りたかった
「不安」だと言える環境を「こわい」と言える自由を
心配せずに息をする、土を触る
そんな当たり前を子ども達に残したい

（原告　ますみ）

＊控訴審の日程＊

第４回期日…　９月１０日（火）
第５回期日…１２月１２日（木）
いずれも１４時３０分開廷
（大阪高裁 本庁舎 201 号法廷の予定）

※手荷物検査があるため、傍聴券の抽選が早まっています。開廷時刻の1時間前をめどにお集まりください。
※抽選に外れた方は模擬法廷に参加して下さい。

6/13

控訴審第3回期日報告

6月13日（木）、控訴審第3回口頭弁論が行なわれました。

今回も原告の入廷行進が行なわれ、13時40分に原告が裁判所の東門に到着した際には、抽選券を求めて炎天下で集まっていた支援者から大きな声援と拍手が湧き起こりました。13時45分～55分の抽選券配布には115名の方が並ばれ、そのうちの73名が傍聴席に入りました。この日、原告は19名が出廷しました。抽選に外れた方は、AP大阪淀屋橋の会場へ移動していただき、模擬法廷を行ないました。

入廷行進する原告団

法廷では、原告側代理人が3つの準備書面についてプレゼンしました。以下、要約して紹介します。

◆1つは、森田弁護士による、国の控訴理由書（結果回避可能性）に対する反論。

・京都地裁判決は、防潮堤および高所化・水密化により本件事故は回避できた可能性が高いと判断した。

・2008年3月、東電は東電設計（株）に対し、防潮堤のモデル化を依頼した。この時は、敷地全面を高さ10mの防潮堤で覆うというもので、この防潮堤が設置されていれば本件津波による被害を防ぎ得た。津波工学者の今村文彦氏もこの防潮堤の設置により事故は回避できたと証言している。

・ところが被告は、当時の知見では敷地全面に10mの防潮堤を築く必要はなく、津波の高い所だけに防潮堤（櫛の歯状防潮堤）を設置すればよいという判断だったと主張している。

・だが、この櫛の歯状防潮堤は、事故後の2014年頃（東電に対する責任追及が始まっていた時期）に東電によって作成されたものであり、信用性がない。

・また被告は、事故前の科学的・工学的知見では、防潮堤以外の有効な措置はなかったと主張しているが、東海第二では建屋の水密化、海水ポンプの嵩上げなどの措置を実施し、全交流電源喪失を免れた。事故以前から、防潮堤以外の津波回避手段（高所化・水密化）は実用化されていた。

◆2つ目は、鈴木弁護士による、京都地裁判決（LNTモデルは科学的に実証されたものとは言えない）に対する反論。

・ICRPは、合理的な科学的根拠に基づいてLNTモデルを採用した。

・ICRPの1958年勧告における公衆被ばく線量限度は年間5ミリSvだったが、その後1985年のパリ声明では年線量当量1ミリSvを主たる公衆被ばく線量限度とし、以後年1ミリSvを踏襲している。

・1977年勧告では、年1ミリSvは「個人に対する影響は容認不可」のレベルとされた。

・1990年勧告は、LNTモデルを仮説であるとした上で、当時の種々の科学的知見を踏まえ、それらを総合考慮して公衆被ばく線量限度を1ミリSvと勧告した。

・したがって、LNTモデルが科学的に実証されていないことを理由に、公衆被ばく線量限度（年1ミリSv）を超える地域からの避難と避難継続を否定した京都地裁の判断は誤りである。

◆3つ目は、高木弁護士による、国連における日本政府の帰還政策への懸念について。

・日本政府の避難者に対する施策は、国際条約等によって認められる住民の健康に対する権利を侵害し、国内避難民の指導原則に反している。

・国連人権理事会の作業部会では、4年半ごとにすべての国が審査される（UPR＝普遍的定期的レビュー）。

・2012年の対日UPR審査では、オーストリアが福島地域に住む住民を放射線被ばくから保護するための必要な措置を講じるよう勧告。

・2017年の対日UPR審査では、自主避難者への支援提供（オーストリア）、全ての被災者への国内避難民に関する指導原則の適用（ポルトガル）、許容放射線量を年間1ミリSv以下に戻すこと（ドイツ）など4か国から勧告が出された。

・また2013年5月には、健康に対する権利特別報告者グローバー氏が、日本政府に1ミリSvを基準に避難と帰還を各自が自由に意思決定できるよう政府が経済的支援を続けることを勧告。

・2018年10月には、有害廃棄物特別報告者トゥンジャク氏が、日本政府に年1ミリSvを超える地域へ住民を戻すこと、除染に従事する労働者の被ばくについて懸念を表明。

・特別報告者らの指摘のポイントは、①避難者には「健康に対する権利」が国際人権法によって認められている、②避難者には国内避難民の指導原則が適用されるべきである、という点にある。

・結論として、国際的に見れば、公衆被ばく線量限度年間1ミリSvはまさに「放射線の許容限度」である、また2017年の段階においても、被災地の住民らの健康に対する権利の侵害は継続していた。

この日、被告側のプレゼンはありませんでした。

◎報告集会

報告集会はAP大阪淀屋橋（京阪淀屋橋ビル3階）で行なわれました。最初に、昨年から京都訴訟原告に密着取材する中で「原発賠償京都訴訟原告団」という原告団や支援する会の取り組みを紹介する映像を作ってくれたフリー映像制作者の前田さんの作品（12分）を上映しました。

そのあと、最初に川中弁護団長があいさつ。

・引き締まった、いい法廷だった。皆さんの気迫が伝わってくるような法廷だった。

・最近感銘を受けたのは、福井地裁の元裁判長・樋口さんの話。今の原発の危険性を理

解して原発を止めないのは裁判官ではない。日本は地震国。地震の強さが問題であって、原発はだいたい700ガルに耐えるが、三井ハウスは500ガルの地震に耐える。全国を回って危険性を訴えている、という内容だった。

次に支援する会を代表して橋本共同代表があいさつ。

・以前にかかわった教員の突然死。公務災害の認定を求めて提訴したが、京都地裁で棄却された。大阪高裁で脳神経外科の先生が証言台に立ち、非常にわかりやすい証言をされた。聞いていたみんなが感動した。その先生は、「義憤にかられた。医者の良心として見捨てておけなかった。」と言われた。高裁で逆転勝利した時に、自分たちが感動した話に裁判官も感動したんと違うか。傍聴席が感動したり拍手したくなるような証言や陳述でないと裁判所を動かせない、と思った。また国民救援会の経験からして、国際的な人権の基準から原発の被害を見ることは大事だ。

橋本共同代表

そのあと田辺弁護団事務局長から今日の弁論についての説明がありました。

・責任論については、森田弁護士が反論してくれた。

・LNTモデルについて鈴木弁護士がプレゼンしてくれたが、私たちは京都地裁の裁判官に今やごくわずかの放射線でも健康影響が出るというデータも出ているということを言ってきた。ところが裁判官に間違って伝わったみたいで、私たちが低線量被ばくも危ないというのは科学的に実証されているからそう言えるんだと主張しているように勘違いしたようだ。今から30年ぐらい前に、被ばく線量限度を年間1ミリSvにすべきだということは国際社会の常識になった。その頃、低線量被ばくのリスクは全然見えなかったわけで、データとしてはわからなかった。明らかではないけれど、いろんなことから考えて1ミリSvに決めた。

しかも、30年も経つ間に科学的知見も進展して、かつてはわからなかったこともわかってきている、ということをおまけのつもりで主張した。そのおまけの所を肝だと勘違いして、京都地裁判決は「LNTモデルは科学的に実証されていない」と堂々と書いている。そういう勘違いをさせたという意味では失敗した。だから今日の弁論では、科学的実証とは関係なく1ミリSvは決められたという原点をもう一度きちんと説明をするという趣旨だった。

・最後の国際人権については、原告の園田さんと徳永さんという研究者の方に協力してもらった。荒削りだったが、国際社会から見て今の日本の状況がどうなのかということを主張した。国内だけを見ると、自分のやっていることが正しいのかわからなくなってくる。国は堂々と帰還政策を推し進め、帰らない人は自己責任などと言いたい放題。自主避難者に対する住宅提供もやめたが、出られない人たちもいて、東日本では家賃の倍額を請求され裁判になっている。あんまり堂々とやられるとこっちがおかしなことを言ってるのかという気になってくる。国際社会から見ると、日本政府がおかしいということを各国が言っている。1ミリSvを超えるような所に避難者を返すのはやめろと言っている。原発避難者は国際的には国内避難民であって、指導原則によれば政府が避難民に住居を提供したり責任を持たなければならない。それが当然なんだということが改めて確認できる。

もう帰れるんじゃないかとか、避難するのはいいけど勝手にやってよとかという感覚が世の中に蔓延していると思う。裁判官はそういう世間の空気を読んでいる。しかし、被害を受けた人の権利が侵害されていないかどうかをきちんと判断することが裁判官の仕事だ。弁護士も国際条約には詳しくないが、批准した条約に規定された権利は国内法的にも権利だ。さっきの橋本さんの話を聞いて、私たちの方向は間違ってないなと思った。次回は、その辺りを詳しく説明していきたい。

・今日の進行協議の中で、裁判長から「そろそろスケジュールを考えてくれ」と言われた。裁判官がそれを言う時は、「そろそろ結審に向けて最終準備書面を書いたらどうか」という誘い水なんだけど、この裁判は自主避難者にさせられてしまった人たちの裁判としては最先端を行っているので、原審（京都地裁）の判決が良かったかどうかだけのチェックではなくて、きちんと証拠や証人の証言を裁判官にも見てもらいたいと思っているので、私はあと1年ぐらいは続くと思っている。裁判所に審議打ち切りをさせないためには、熱気のある支援者の傍聴が一番のカギになる。引き続き傍聴をお願いしたい。

次に、報告集会に参加していた原告13人（1人は子どもの帰宅時間に間に合うよう退出）一人ひとりが発言しました。

①先日復興庁との意見交換会があった。復興庁からは避難者支援について、そろそろ棚卸しと整理をしたいという発言があった。「棚卸しと整理をするほど、なんか支援してたの？」とツッコミを入れたいぐらいだった。国は自分の責任をなにも果たさずにここまで来たということを改めて感じた。

②3・11以降で今が一番しんどい状況。「一難去って、また一難」と言うが、私の場合は「一難去らずに、また四難」という感じで、原発事故が起こったことに伴う二次被害、三次被害で裁判を5個ぐらい抱えている。3月末に避難者住宅から追い出されて、いまは家がないような状態だが、いつか逆転したという話ができるよう頑張りたい。

③時間が経てば経つほど良くなることも悪化していくこともある。私たちの良心を揺るがせないで、ごまかさないで闘う必要があるなと改めて思った。これから1年というと長いが、日々の闘いと情報収集が大事なんだなと思わされた今日の裁判だっ

た。

④お手元にカラーチラシがあるが、これは初めてこの裁判を知る人のために作った。見開きの真ん中にある田園風景の写真は原告さんが撮ってくれたものだ。そこに詩を載せたが、これについては女性を強調し過ぎているんじゃないかと賛否両論あった。でも、子どもを連れて見知らぬ土地に来たお母さんがこの裁判を担っているのは事実であり、そういう原告さんを私は信じたかった。それで「女性たち」と強調していることを理解してほしい。

⑤事故から8年が経ってしまったが、この裁判を最後までやり切ることが私の目標だ。

⑥初めて淀屋橋で街宣行動に参加した。チラシを受け取ってくれる人は少なくて、関心が薄れていることを感じた。復興庁は2020年になくなって、また新しい組織はできるそうだが、私たちは復興税を25年間取られることになっている。税金を取られている間は復興庁があっていいはずだ。税金だけ取られて、避難者への支援が打ち切られるのはおかしい。絶対に風化させたくないと心に誓った。

報告集会で挨拶をする原告たち

⑦街宣行動から参加したが、受け取りが悪くていらいらした。法廷に入って弁護士さんのプレゼンを聞いて「そうだ。そうなんだよ」とすっきりし、この報告集会で皆さんの話を聞いて、さらにすっきりした。

⑧3月に地元のメモリアルの集いに井関弁護士に来てもらってお話をしてもらった。復興庁との意見交換会に出たが、今後の避難者の定義として「帰りたいと思う人」を避難者にする、みたいな話があり違和感を感じ、裁判の原告になって闘えることを良かったなと感じた。娘が二十歳になり、いま保育士になる勉強をしているが、それも避難した当初、周りの子に比べて大きい方だったので、いつも小さい子と遊んだり世話したりしていたのがきっかけになったみたいで、つらいこともあってもそれをバネにして将来につなげる、子どもの力ってすごいなと思った。

⑨先日も復興庁の意見交換会に出たが、そういう所に来る担当職員の人は全然わかっていなくて、その都度説明しても、しばらくすると担当者が変わってしまう。避難してきた当初、署名活動をした時に、さっと通り過ぎる人が多くて、本当につらくて泣きながらやっていた。今日、街宣行動でチラシ配りをした。やっと、「受け取ってもらえなくてもいい。笑顔を配っていたら、気持ちも楽になる」と思えるようになった。

⑩復興庁の意見交換会は当初5名に絞ってくれということだったが、途中で復興大臣が来ることになったので、これは集めなくちゃと声をかけた。結局、大臣は国会の関係で来れなくなったが、避難者は10名参加した。復興庁の職員は原発や放射能のことを何も知らない。1ミリSvや20ミリSvのことも知らない。逆に説明させられて、「まあ、聞いてくるだけましか」と思った。

一番下の娘が高校になったら帰って来いと言われたんだけど、中2になった娘が彼氏ができて「帰りたくないんだけど」と言い出した。義父母も高齢で悩ましいが、いまは「私は帰るけど、あんたたちは残りなさい」という気持ちになっている。

⑪今日の法廷は気持ち良かった。世界の標準から日本は外れてるよという指摘を国がちゃんと直視して、実行してくれたらいいだけなんだよね、と思いながら聞いていた。原告も真剣に聞いていたし、支援の皆さんも真剣な雰囲気を作ってくださったので、それが裁判官にも伝わったんじゃないかと思う。

⑫午前中は仕事をして午後から参加したが、熱いのであまり集まっていないんじゃないかと思っていたが、入廷行進で裁判所に入った時、たくさんの人が歓声をあげたり拍手で迎えてくれて、感動し勇気づけられた。今日参加して感じたのは、私は1人じゃないってこと。みなさんが力を貸してくれたり、世界からも日本に勧告したりしていることに勇気づけられる。原告になって良かったと思うし、頑張って勝利したい。

⑬5月の関電本社包囲行動に行って、デモにも参加して疲れたが、そこで京都地裁でよくお顔を見たフランス人の方とお会いして、「あなたたちは間違っていません。明けない夜はない。必ず勝ちます。頑張りましょう」と声をかけてもらって、とても嬉しく思った。私は時々さぼりたいなという気持ちが強いが、その方の言葉を聞いて、もっと頑張らなければいけないと思った。

次に、愛知岐阜訴訟原告団共同代表の伊藤さんがあいさつ。

3月12日に結審して、8月2日に判決が出る。実は愛知では土壌汚染の証拠を出している。160万ベクレルという所もあった。それと初期被ばくについても資料を出した。避難したことで、どれだけ被ばくを避け得たかという資料も出した。ぜひ名古屋にも来てください。

そのあと、関西の支援者を代表して放射能から子どもを守る会・茨木の垣内さん、関西訴訟原告団のみなさんを代表して共同代表の森松さん、ひょうご訴訟弁護団の西野弁護士、京都の支援者を代表して大飯原発差し止め訴訟原告団事務局長の吉田さんから連帯のあいさつや告知がありました。

最後に原告団共同代表の堀江さんが、参加者に手渡す原告からのメッセージカードのうち3枚を紹介して集会を終えました。

＊このメッセージカードは期日が近づくと原告にお願いして、一人ひとりが手書きで書いています。誰のメッセージかはもらってみないとわかりませんが、それも楽しみの1つにしてください。

第４回 学習講演会

「東電刑事訴訟は何を明らかにしたか？」

◆添田孝史 さん（科学ジャーナリスト）

６月30日に京都弁護士会館で、控訴審勝利に向けた第４回学習講演会を開催しました。

当日はあいにくの雨だったせいか、参加者は講演者の添田孝史さん（科学ジャーナリスト）を含めて46名とやや少なかったですが、添田さんのわかりやすいお話に聞き入りました。

講演のテーマは「東電刑事訴訟は何を明らかにしたか？」。最初に、刑事裁判を通して見えたこととして、①担当社員は、高い津波の想定は不可避と考えていた。それを武藤元副社長らが先延ばしした。②東北電力、日本原電など他社は津波対策を進めようとしていた。東電はその足を引っ張って、自社並みの横並び低水準に引き下げようとした。③国は、２００６年から２００７年にかけて津波対策を進めようとしていたが、新潟県中越沖地震後、消極的になった、ということが述べられました。以下は、講演の要点です。

添田孝史さん

◆大津波が来る可能性が高いこと、その場合は炉心溶融することはわかっていた

・２００２年７月31日に地震本部から「日本海溝寄りの三陸沖から房総沖のどこでもＭ８級の地震が起こり得る」との長期評価が公表された。

・保安院の花村安全審査官は、東電の高尾氏（土木調査グループ）に「統括の指示で、福島原発のプラントは大丈夫か、説明を聞きたい」と連絡。

・８月５日、東電の高尾氏は保安院へ。川原耐震班長の「福島沖を波源とする津波を計算するべきだ」という要求に「40分間くらい抵抗した」（高尾氏本人が送ったメール）。この時、高尾氏は「土木学会は、福島沖の北と南では地震が起きるが、真ん中（福島沖）では起こらないと言っている」とウソをついた。今村教授は「当時、土木学会では震源域の検討はしていない」と証言した。

・高尾氏は、長期評価については「確率論で評価したい」とも述べて抵抗したが、確率論的評価の手法はいまだに確立していない。後日、高尾氏自身が日本原電との情報連絡会議で「確率論で評価するということは実質評価しないこと」と発言した議事メモが残っている。また、別の会合で東電が「津波対応については平成14年（２００２年）頃に国から検討要請があり、結論を引き延ばしてきた経緯もある」と述べた議事録もある。

・２００４年12月にインドネシアのスマトラ島沖でＭ９の地震があり、インドのマドラス原発が津波で緊急停止したのをきっかけに、２００６年１月に保安院、原子力安全基盤機構（以下、ＪＮＥＳ）、電力会社で溢水勉強会が開始された。

・その勉強会の中で福島第一５号機が対象となり、ＪＮＥＳの蛯沢部長が「敷地を超える津波が来たら、結局どうなるの？」との質問に、東電の担当者が「炉心溶融です」と答えたと、保安院の小野審査班長が供述している。

・溢水勉強会の状況は、原発担当役員が集まる電事連の部会に報告されていた。部会長を務めていた東電の武黒元副社長は、○大津波は炉心溶融を起こす、○福島第一は特に津波に対して余裕がない、の２点を知っていた。

◆経営悪化を背景に津波対策を先延ばし

・２００６年９月に原子力安全委員会が「耐震設計審査指針」を28年ぶりに全面改訂。保安院は、新指針に照らして既存の原発の安全性を確かめること（耐震バックチェック）を電力会社に指示。原子力安全委員会は、「３年以内でバックチェックを終えてほしい。それでダメなら原子炉を停止して再審査」と述べていた。

・２００８年３月に東電設計が長期評価を基に「敷地南側に最大15・７ｍの津波が襲来する」という計算結果を東電に報告。現場の社員たちは、津波対策は不可避だと考えていた。

ところが７月31日の会議で、武藤元副社長は「土木学会で時間をかけて審議してもらう。４年、時間が稼げる」、「耐震バックチェックは土木学会手法（注・福島沖を想定せずに）で実施。波源の見直しは、土木学会の審議が終えてから改めてやる」、「その方針を、耐震バックチェックの審議をしている専門家に了承してもらうよう、根回しする」と方針転換。

・高尾氏の証言「それまでの状況から、予想していなかった結論に力が抜けた」、金戸氏「対策は進むものだと思っていた」という趣旨の証言。東北電力の社員「これまでの方針とは１８０度異なるものでした」（東電・酒井氏からのメールを見て）

・ちゃぶ台返しの背景には東電の経営状態の悪化があった。２００８年３月期決算で28年ぶりに赤字に転落。防潮堤を建設するとなると、最悪「工事完了まで原発を止めろ」と言われる。「当時、柏崎刈羽原発の停止のため、火力で発電しており、収支が悪化していた。福島第一原発まで停止すればさらに収支が悪化する」（山下・元中越沖地震対策センター所長の調書）

・東電の根回しの結果、首藤日大教授と今村東北大教授は了承、佐竹東大教授は反対せず、高橋秋田大准教授だけが否定的意見。そもそも土木学会は21人の委員のうち、地震学者は１人しかいない。東電以外はどこも土木学会に相談していない。

・もともと東電は、土木学会や地震予知総

合研究振興会や個々の学者に研究費を出したり、官僚に対してはコンサル、業界団体、財団等に天下りポストを提供していた。

◆東北電力のバックチェック報告書を書き換えさせた東電

・日本原電の東海第二原発では、長期評価の津波地震が来れば、原子炉建屋付近が浸水するとの想定の下、工事で生じた泥で海沿いの土地を盛土したり、建屋入り口を防水扉や防水シャッターに取り換えたり、防潮堤を設置するなどの津波対策（ドライサイト以外の）を進めていた。

・２００５年以降急速に進んだ津波堆積物の調査結果、貞観津波が既往最大の津波だったことが判明した。東北電力は貞観津波を取りこみ、福島沖大津波を想定した報告書をまとめた。福島原発でも貞観地震を想定した場合、正面からの津波が１～６号機で11メートルを超える（全面的に敷地高を超える）ことがわかった。

・東電は、東北電力に対して女川原発の耐震バックチェック報告書に貞観津波を盛り込まないよう、しつこく交渉し、報告書を書き換えさせた。東北電力の担当者は、「東電は、当社が確定的に貞観津波を耐震バックチェックで扱うと、それが先例になってしまうことを恐れたのだと思います」と証言している。

学習講演会の様子

◆国の姿勢転換はプルサーマル推進のためか？

・国は２００７年頃までは東電に津波対策をやらせようとしていたが、それ以降姿勢に変化が生じる。

・小野保安院審査班長の引き継ぎメモには、「電力（会社）のみならずＪＮＥＳにおいても前向きな反応がなく、…具体の対応について議論がほとんどできなかった」と書かれている。

・保安院と東電の打ち合わせメモには、保安院の発言として「ＪＮＥＳのクロスチェックでは、女川と福島の津波について重点的に実施する予定になっているが、福島の状況に基づきＪＮＥＳをよくコントロールしたい（無邪気に計算してＪＮＥＳが大騒ぎすることは避ける）」とあり、これについて小林耐震安全審査課長は「東京電力に一定程度迎合していると受け止められても仕方がないとは思います」と証言している。

・小林氏はまた、当時の野口課長について「プルサーマル推進派で、…当時の野口課長の関心は、プルサーマルの推進であり、耐震評価についてはあまり関心がなかったようであった」と証言している。

添田さんは、「東電と違って国は被告人ではないので、国の方の動きはよくわかっていない」、「勝俣元会長については関与しているはずだが、それを示す証拠が出て来ていない」とも述べられました。

支援する会の会員になってください!

◎年会費　個人１口：１，０００円
団体１口：５，０００円

【郵便振替口座】
口座番号：００９３０－０－１７２７９４
口座名称：原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望する方は、通信欄にメールアドレスをご記入ください。会費の切り替えをよろしくお願いします。
カンパも大歓迎です
(通信欄にカンパとお書きください)。

～ 当面の関連訴訟・集会の日程 ～

８月	１日（木）	大飯原発差し止め訴訟（１４時半～　京都地裁）
	２日（金）	愛知岐阜訴訟・判決（１４時～　名古屋地裁）
	６日（火）	８・６ヒロシマ平和の夕べ（１２時５０分～　ＹＭＣＡ国際文化ホール）
	２２日（木）	関西訴訟（１４時～　大阪地裁）
	２８日（水）	九州訴訟・本人尋問（１０時～　福岡地裁）
	３１日（土）	近畿訴訟団交流会（１３時頃～　大阪ドーンセンター）
９月	４日（水）	ひろしま訴訟（１５時～　広島地裁）
	１９日（木）	東電刑事裁判・判決（１３時１５分～　東京地裁）
		ひょうご訴訟（１４時～　神戸地裁）
	３０日（月）	九州訴訟・本人尋問（１０時～　福岡地裁）
１０月	８日（火）	おかやま訴訟（１４時～　岡山地裁）

支援する会第５回総会開く

６月30日、京都弁護士会館で支援する会の第５回総会が開催されました。

最初に共同代表の石田紀郎さんから挨拶があったあと、原告でもある堀江事務局次長がスライドを使って、２０１８年度の京都訴訟としての活動を報告。

次に、奥森事務局長が２０１９年度活動方針案（以下に要約）を提案しました。

控訴審での完全勝利判決を実現するための活動として、①毎回の口頭弁論期日に傍聴席を満杯にするために、支援する会の会員拡大、大阪・関西の市民団体・労働組合・公害関係団体・原爆被爆者団体等への支援要請、各地での原告お話し会の開催。②控訴審勝利にむけた学習講演会を継続開催する。③原告団と弁護団の意思統一を強化するための学習会や交流会の開催に支援・協力する。④全国の原発賠償訴訟との連帯を強めるために、近畿訴訟団（京都・関西・ひょうご）交流会を継続し、「原発事故被害者団体連絡会」（ひだんれん）、「原発被害者原告団全国連絡会」（全国連）と連帯して全国的運動を進め、「原発被害者訴訟全国支援ネットワーク」（全国支援ネット）の活動を担い、「京都原発訴訟・支援交流ネットワーク」の活動に参加する。⑤政府・東電交渉の強化に向けて、原告団の統一要求作りを支援し、各省庁・東電交渉に京都からも積極的に参加する。⑥国際活動を引き続き強化するために、国連人権理事会などで福島原発事故被害者の現状を訴えている海外在住の原告の活動を財政的にも支援し、ウェブサイトの英語版ページの充実を図って行く。

挨拶をする共同代表の石田紀郎さん

運営体制としては、３名の共同代表（石田紀郎さん、平信行さん、橋本宏一さん）には引き続き奮闘いただく。事務局体制は、これまで通り。

次に、会計担当の上野事務局次長が２０１８年度決算と２０１９年度予算案を提案しました。２０１８年度は予算１１３万８９０４円に対し、収入が１６８万６７４７円と１・５倍の規模となり、支出の１２７万４６１６円を差し引いた残金４１万２１３１円が２０１９年度への繰り越し金となりました。２０１９年度予算案は、２０１８年度決算より少し控えめに１５５万２１３１円の収入を見込み、民間の高い貸会議室を使用せざるを得ない会場費、新たな支援者発掘に向けて充実したい会報・チラシ作成費、福島等からも期日に参加できるよう原告交通費補助を決算よりも少し手厚くしました。

以上、活動報告、活動方針、決算・予算を拍手で採択し、総会を終えました。

総会の活動報告の様子

〈収入〉

項目	決算	予算
年会費	474,000	440,000
カンパ	657,202	500,000
雑収入	226,641	200,000
前年度繰越金	328,904	412,131
合計	1,686,747	1,552,131

〈支出〉

項目	決算	予算
総会費・会場費	204,392	240,000
会報・チラシ作成費	109,162	120,000
郵送費（切手代）	213,439	220,000
原告交通費補助	344,690	370,000
原告交流会費用（弁当代）	0	15,000
近畿訴訟団交流会分担金	60,000	60,000
分担金・協賛金	19,300	30,000
宣伝・交流費	163,610	140,000
家賃分担金	40,000	40,000
講師招請費	110,000	100,000
予備費	10,023	217,131
合計	1,274,616	1,552,131

残金（収入―支出）	412,131

２０１８年度決算
（２０１８／４／１～２０１９／３／３１）
２０１９年度予算
（２０１９／４／１～２０２０／３／３１）

原告だより

今号より原告だよりを掲載することになりました。原告から近況や情報等を発信する予定です。

今回は、元福島県庁職員の安西宏之氏の著書「毒砂」の感想を寄せていただきました。

元福島県職員による発見

原告・井原貞子さん

著者の安西宏之氏が福島県郡山市の出身、在住だったことで、福島さんより同市出身の私に貴重な一冊「毒砂」を貸して頂きました。小さな本の内容は然しずっしりと重く、読むにつれ表紙写真の満月のような存在感と光を放ってきました。著者は七〇年代の学生運動の末期を学内で見た同じ世代でもあります。

安西氏は在住する郡山市内の放射線量を歩いて計測しました。郡山市は東電福島第一原発から西に約60㎞。「毒砂」とは、著者が独自に線量計で同市内の放射線量の高い数値を測定した地に「刷毛で梳いた砂のような何本もの黒い線」を発見し、これに名付けたものです。その斬新な呼称に不気味な侵入者と原発事故への著者の嫌悪が伺えます。何しろセシウム137が毎時0・6マイクロシーベルト以上の時にアラームが鳴るように線量計を設定し計測した処、頻繁に鳴って遂に「黒い砂」の付近では0・9を測定したというのです。が、後には更に驚きの線量を測定しました。

徒歩の測定地として郡山市内の馴染みの地名が随所に登場し読めば自分が測定している如き追体験となり苦しくもなりました。郡山は県の中央に在る平地で海も山も遠く、身近な市民の憩いの場所は点在するいくつかの公園です。多くは池を配して美しく周囲の住宅も緑陰に見え隠れして公園で絵を描く人も時々いました。安西氏の住まいは「郡山市池の台〇丁目」で、麓山（はやま）公園、荒池（あらいけ）公園や酒蓋（さかぶた）公園にも隣接、2㎞先には広大な沼を囲む五百渕（ごひゃくぶち）公園や反対方向に野球場を含む開成山（かいせいざん）公園があります。それぞれ地元の桜の名所です。池の台付近は文化的な施設が多く、近隣の「深沢（ふかざわ）」、「鶴見坦（つるみだん）」地区同様、環境の優良な住宅地でした。よりによってこの3地区が郡山市内では最も線量の高い地区とのニュースが事故後間もなく流れたのです。山林同様、木々に囲まれた環境が災いしたのでしょうか、〈何故！〉と調和のとれた地区の汚染に自分も驚愕したのを覚えています。長年親しんだ心の拠り処（＝故郷）を失ったと感じた瞬間でした。

福島原発事故発生当時、福島県職員だった著者。県庁にいて感じたことを率直に述べています。「国やメディアの沈黙」、「権力によって棄民された人々」、「あったことでもなかったことに誤魔化す、というのがこの国と県の一貫した態度」、等。

事故の責任を取ろうとしないとして国や東電、それに追随する福島県への不信から絶望と心身の衰弱を募らせ、「自分がその職員であることにはこれ以上耐えられない」、「福島県の原発事故に対する態度は僕の許容できる限度を超えていた」、「ここで本心を行動で示さなければ自身の生きた意味は生涯にわたって失われると痛感した。」と事故の翌年安西氏は福島県を早期辞職しました。本人は辞められない若い職員と違い、独り身、長年の勤務で蓄えもあり、と「静かな抗議辞職」をしました。

著者は健康の為線量計を携えウォーキングをするようになり2014年2月に酒蓋公園内のブランコ前で毎時1・42マイクロシーベルトを記録、その場の写真が掲載されています。全市の測定はその規模から一人では無理と一旦中断するも以後担当医の生活改善指導により再開。2015年5月～8月、毎日10～20㎞以上の歩行により結局市域の東西二十数㎞、南北二十数㎞の範囲で空間放射線量率を測定しました。その結果、地表面1～3㎝で1・00マイクロシーベルト以上の地点が36箇所、内26箇所に「毒砂」を発見しています。市北西部のあさか野バイパスと安積（あさか）街道とを結ぶ接続道路の測定では、歩道に30㎝×1mの大きな「黒い砂」があり、2015年7月15日に3・37を測定、同年7月24日の再測定で4・47（年間積算39ミリシーベルト）を記録、「黒い砂」と線量計が示す測定値の写真もこの本に掲載されています。私は今更ながらゾッとしました。

3ヶ月で歩いた距離は500㎞～600㎞に上り、畳半畳程の郡山市主要部地図にびっしりと測定ルートとデータを書き込んで汚染測定地図を完成しています。

安西氏が私の居住地だった郡山市内を測定して下さったことに感謝します。避難は間違っていなかったと証されました。一方で、著者は被爆しなかったかと心配になりました。先の毎時3・37の測定値で「驚きふためくようにその場を離れた僕だった」とあるのです。また『毒砂』と呼んだ放射性物質の局所的な点在は紛れもない事実であって（中略）僕自身にとってこの砂のはびこり方は強い衝撃だった」と。さらに、「重要なことは、チェルノブイリの前例から見ても、被曝の影響が顕著に現れるのはこれからで、それは子どもに限らない。白血病、心筋梗塞、糖尿病をはじめさまざまな疾病や障害が成人にも多発したことは周知の事実だ」と書いています。著者にも、「黒い砂」に高い線量を測定したなら直ちにその場を、郡山を離れ御身を守っていただきたかったと思います。

今から2年前の2017年本稿を推敲後、同年7月、安西宏之氏は急逝、死後数日過ぎていたとのこと。私達は尊い命を失いました。

未だ避難していない皆さまには今から避難されることを願うものです。

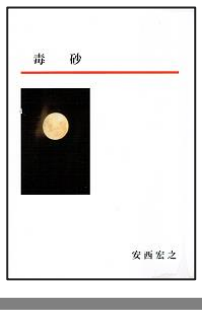

『毒砂』
平成30年12月25日発行
著者　安西宏之
発行　安齋千佳子